

令和7年度 就学援助(準要保護)の申請のお知らせ

上牧町では、お子さまが町立小中学校に通学するうえで、経済的な理由によって給食費や学用品代など、学校での学習に必要な費用の支払いにお困りの保護者の方に援助する制度を設けています。

援助の対象となる方

次の①～⑥の要件のいずれかに該当すれば、就学援助を受けることができます。

要 件
① 生活保護の廃止・停止を受けたがなお経済的に困っている方
② 個人事業税、町民税又は固定資産税の減免を受けている方
③ 令和5年分所得において、町民税が非課税世帯である方
④ 国民年金保険料の免除又は国民健康保険税の減免・徴収猶予を受けている方
⑤ ひとり親家庭などで児童扶養手当を受けている方
⑥ 上記の①～⑤に当たらないが、家庭状況の変化(リストラ・倒産等)が認められる方

申請手続き

◆申請場所…児童生徒が在学している各学校に提出

◆受付期間…**令和7年5月7日(水)～令和7年5月23日(金)**まで

受付期間終了後は随時受付。(認定期間は、申請された翌月からとなります。)

◆申請に必要なもの

(1) 申請書

(2) 上記の要件④又は⑥に該当する場合はそれを証明する書類

※ 所得につきましては、同一世帯に属する全員分が対象となります。

(父母以外に同居人がいる場合は、その方も対象になります。)

※ 申請書類等に不備がある場合は、認定できません。

※ 提出書類につきましては、認定できない場合でも一切返却いたしませんので、ご了承くださいませようお願いいたします。

※ 生活保護受給世帯については、支給されません。

※ 学校の歯科検診で虫歯の診断を受け、就学援助の認定を受けた場合、医療券を発行することができます。ただし、医療券発行前の受診にかかる費用は保護者負担となります。

令和7年2月に、就学援助(入学準備金)入学前支給を申請して認定を受けられた児童生徒の方に関しましては、令和7年度の就学援助の申請は必要ありません。兄弟姉妹は申請が必要です。

手続きなどご不明な点がございましたら、

教育委員会事務局 教育総務課(0745-76-2528)にお問い合わせください。